

2021年（令和3年）6月21日

各学区（地区・町）自治会(町内会)連合会長 様
各学区（地区・町）自主防災組織代表者 様

福山市教育委員会教育長
（管理部教育総務課）

緊急避難場所の自主開設に伴う学校施設の鍵の貸与について（依頼）

日頃は、本市の教育行政につきまして、多大なるご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、洪水等の災害発生の恐れがある場合に、地域でも必要に応じて緊急避難場所を自主開設する可能性があることから、希望する自主防災組織に対して学校施設の鍵を事前に貸与する制度を、2020年度から設けています。

については、貸与を希望される場合は、鍵の保管等に関する注意事項を承諾の上、別紙申請書を教育委員会教育総務課へ提出してください。

なお、2020年度に申請済の自主防災組織は、改めての申請書提出は不要ですが、再度、鍵の保管等に関する注意事項をご確認ください。

ご不明な点がございましたら教育総務課へご連絡ください。よろしく申し上げます。

1 貸与する鍵

- ・屋内運動場出入口
- ・校舎出入口
- ※洪水・津波災害時に校舎が緊急避難場所となっている場合のみ
- ・門扉
- ・グラウンド夜間照明

※門扉及びグラウンド夜間照明については、設置していない学校があります。

2 鍵の保管等に関する注意事項

- ・災害時の緊急避難場所の開設以外の目的には使用しないこと。
- ・鍵の保管責任者及び保管場所を決めること。
- ・申請後、保管責任者が変更となった場合は、名前、住所、連絡先及び保管場所の名称と所在地を必ず教育総務課へ申し出ること。
- ・鍵は、施錠できる場所に保管し、関係者以外が使用することがないようにすること。
- ・鍵を複製しないこと。
- ・貸与した鍵を過失により紛失した場合は、鍵の交換等も含め、弁償していただきます。

3 校舎避難時の注意事項

- ・避難所開設時，屋内運動場を緊急避難場所にするか，校舎を緊急避難場所にするかについては，緊急度，危険度・避難者（高齢者等要配慮者）の状況等により，判断してください。
- ・各教室等は，児童生徒の持ち物等があるため，原則，施設管理者及び市職員が不在の場合は，立ち入らないでください。
- ・緊急避難場所の自主開設にあたっては，出入口等の確認及び学校運営上支障がないよう，事前に学校と手順等について調整をお願いします。

4 鍵の引渡しについて

日時及び場所については，鍵作製後，教育総務課から電話連絡します。

【問い合わせ先】

教育総務課 総務政策担当 須藤

TEL 084-928-1108